

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 50 年 9 月ごろ、夫に勧められ、将来の事を考えて、A 市で国民年金に加入した。

昭和 55 年 8 月、B 市に引っ越してきた。C 県に進学した子供たちへの仕送りは大変だったが、夫の給料やボーナスでやりくりし、払えなかった分を後でまとめ払いしたりしていた。夫はきちんとした人で、納付書や請求書が来たら、必ず払うように言われていたし、社会保険事務所に行って、何万円も支払ったことは覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 56 年に国民年金に再加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、60 歳になった平成 14 年以降も国民年金に任意加入し、65 歳になるまで国民年金保険料を納付しているなど、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の収入に大きな変化や居住地に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月

私は、昭和 55 年 5 月 7 日ごろ、A 町から B 市へ引っ越してきた。A 町で昭和 55 年 4 月の国民年金保険料を支払い、その後国民年金をやめたので、この保険料が還付になったが、私はお金を受け取っていない。

社会保険事務所に行ったところ、A 町役場の方が私の所へ届けたという説明だった。次に行った時は、金融機関を通して私に払ったと言い直し、3 度目には、私が還付請求をして社会保険事務所から受け取ったという話で、全くでたらめなことを言われて腹が立っている。

私には、昭和 55 年 4 月の国民年金保険料を納付した時の領収書もある。たった 1 か月分だが、返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことは、申立人の所持する領収書及び A 町の国民年金被保険者台帳から確認できるものの、当該台帳からは、申立人が昭和 55 年 4 月 21 日に国民年金の資格を喪失していること及び同年 5 月 9 日に還付請求していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料を還付したことを示す還付金額や還付期間、還付決定日が記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が B 市に引っ越した後、A 町職員が還付金を届けることは考えにくく、社会保険事務所から還付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。